

登場
ページ

08

ページ

13

ページ

29

ページ

From
編集室

◆地方経済への波及がアベノミクスの1つの課題となっている。政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を昨年末に閣議決定。地方における安定的な雇用を創出するなどの目標を掲げ、対応する施策を示している。◆税制でもこれを支援。平成27年度税制改正では、東京23区から地方に本社機能を移転することで投資減税などを適用できる地方拠点化税制を創設する。◆ただ、本社機能を地方に移転する企業がどの程度いるのか。税制措置で地方振興が図られるのかは疑問が残る。同じ地方でも地域によって経済実態は異なる。地方振興は、アベノミクスの成長戦略における最大の課題といえそうだ。(MIN)

今週の専門用語



上告受理申立て

高裁判決における法令の解釈等に不服がある場合に最高裁に対して行う不服申立ての方法。上告受理申立てが「不受理」となれば、それは申し立て者が最高裁で「敗訴」となったことを意味する。逆に受理された場合、最高裁は棄却か高裁判決を見直すかを検討することになり、高裁の判断が見直される可能性も出てくる。受理・不受理の判断には1年以上要するケースも多い。また、受理された後も判決が出るまでに数年かかることが少なくない。



納税催告専門官（仮称）

消費税率5%引上げ時に新規滞納が増加した点を踏まえ、今回の消費税率8%引上げにより増加が予想される滞納問題に対処するため、国税庁が平成27年度の定員・機構要求で新設を要求したポストのこと。国税局徴収部に設置されている集中電話催告センターの充実を図ることも新設要求の狙いだ。国税庁は当初、9つの国税局に総数10名の新設を要求していた。しかし、予算折衝の末、仙台局、関信局、名古屋局、大阪局、沖縄国税事務所にそれぞれ1名ずつの新設が認められることになった。



業種の例示

事業所得については、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得とされており（所法27①）、委任を受けた政令は、事業の範囲として、農業、林業・狩猟業、漁業・水産養殖業、鉱業（土石採取業を含む）、建設業、製造業、卸売業・小売業（飲食店業・料理店業を含む）、金融業・保険業、不動産業、運輸通信業（倉庫業を含む）、医療保健業、著述業その他のサービス業、そのほか対価を得て継続的に行う事業を掲げている（所令63）。

週刊T&A master 第580号

2015年1月26日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp